

指定学校変更申立許可基準一覧表

岐阜市教育委員会

関係法令 学校教育法施行令第8条、第9条

申立理由	許可基準	許可期限	必要書類
転居 (市内転居)	4月の始業式以降に市内で校区が変わる転居をしたが、引き続き転居前校区の小・中学校又は義務教育学校への通学を希望する場合で、特に支障のないもの (自宅から学校までの 保護者の送り迎えが必要 です。)	小1～4 …当該学年末まで 義1～4 …当該学年末まで 小5～6 …卒業まで 義5～9 …卒業まで 中1 …当該学年末まで 中2～3 …卒業まで	・転居後の住民票
転居 (市外へ転出)	4月の始業式以降に市外へ転出したが、引き続き転出前校区の小・中学校又は義務教育学校への通学を希望する場合で、特に支障のないもの (自宅から学校までの 保護者の送り迎えが必要 です。) ※通学に要する時間によっては、認められない場合があります。	小1～4 …当該学年末まで 義1～4 …当該学年末まで 小5～6 …卒業まで 義5～6 …前期課程修了まで 中1 …当該学年末まで 義7 …当該学年末まで 中2～3 …卒業まで 義8～9 …卒業まで	・転居後の住民票
転居予定	住居新築等で転居予定のため、短期間(6ヶ月以内)転居前の自宅から転居予定先校区の小・中学校又は義務教育学校への通学を希望する場合 (自宅から学校までの 保護者の送り迎えが必要 です。)	6ヶ月以内で申請の期間	・住民票 ・住居建築の契約書等
留守家庭 (自宅が市内)	両親共働き等で、下校後、家庭に保護監督する者がいないため、祖父母等、 親族の託児先校区 の学校への通学を希望する場合(申請の対象は、 小学校又は義務教育学校前期課程のみ) (放課後児童クラブ(学童保育)は利用できません。) (自宅から託児先までの 保護者の送り迎えが必要 です。) (義務教育学校で後期課程へ移行後は、 自宅から学校又は託児先までの保護者の送り迎えが必要 です。)	小学校…卒業まで 義務教育学校…卒業まで	・住民票 ・保護者の勤務証明書 ・託児証明書
留守家庭 (自宅が市外)	両親共働き等で、下校後、家庭に保護監督する者がいないため、祖父母等、 親族の託児先校区 の学校への通学を希望する場合(申請の対象は、 小学校又は義務教育学校前期課程のみ) (放課後児童クラブ(学童保育)は利用できません。) (自宅から託児先までの 保護者の送り迎えが必要 です。)	小学校…卒業まで 義務教育学校…前期課程修了まで	・住民票 ・保護者の勤務証明書 ・託児証明書
兄弟姉妹への配慮	兄弟が指定学校変更許可を受けて指定校以外の小・中学校又は義務教育学校に就学しており、弟妹が同じ学校を希望した場合等 (自宅から学校までの 保護者の送り迎えが必要 です。)	卒業まで	・住民票
小学校の指定変更によるもの	小学校で指定学校変更許可を受けた者が、中学校へ進学する際、変更後の小学校区の中学校を希望した場合(市内居住者に限る) (自宅から学校までの 保護者の送り迎えが必要 です。) (小学校指定変更の理由が留守家庭の場合は、 自宅から学校又は託児先までの保護者の送り迎えが必要 です。)	卒業まで	・住民票
特別支援学級への入級	住所地の校区の小・中学校又は義務教育学校に入級可能な特別支援学級がないため、隣接する校区の小・中学校又は義務教育学校の特別支援学級へ入級する場合 (自宅から学校までの 保護者の送り迎えが必要 です。)	卒業まで	まずは学校指導課又は学校安全支援課へご相談ください。
院内学級への入級	岐阜市民病院、岐阜大学医学部附属病院、岐阜県総合医療センターへ入院した児童生徒が、院内学級へ入級する場合	申請の期間	・住民票 ・主治医の意見書
内規によるもの	「岐阜市立小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校通学区域に関する規則の運用に関する内規」に記載されている地域に居住している場合	卒業まで	・住民票
その他、特別な事情によるもの	いじめや不登校、その他特別な事情がある場合 (自宅から学校までの 保護者の送り迎えが必要 です。) ※個々の状況によっては、一年毎の更新手続きが必要となる場合があります。	卒業まで	まずは学校安全支援課へご相談ください。

※岐阜市外に居住する方も、上記の基準に基づき、区域外就学の申請が認められる場合があります。詳細は学校安全支援課へご相談ください。

※個々の事情により、許可できる場合とできない場合があります。

※期間を複合して(転居を繰り返す等)の期間延長は認められません。